

2020年3月11日

福島県教育委員会
教育長 鈴木淳一 様

福島県立高等学校教職員組合
執行委員長 小林 みゆき

学校における新型コロナウイルス対策に関する要求書

新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）の拡大に対する貴職・県教委のご尽力に敬意を表します。

首相発の一律休業要請に関わって、休業自体については賛否両論があつて判断が難しいですが、政府の対策が遅すぎて、なおかつ「要請」が突然すぎたことが、県教委をはじめ現場に矛盾が多く出ている大きな原因であると認識しています。

特別支援学校では、保護者が対応できない一部の児童・生徒の学校登校を認め、授業ではなく学校で過ごさせ、給食も出すという対応をしています。環境が急速に変化するとパニックに陥る生徒もいるので、評価されるべき対応ですが、もっと多くの分野で休業前の検討が必要だったと考えます。

この感染症は、初期症状が他と区別しにくい、り患有無の検査もできないなど、感染実態も不明であることから、校内でも不安が拡大しています。一方、部活動や課外などで正常性バイアス（危機に直面しても日常の行動をしようとする心理）が働いて、今までと全く同じ行動をしたいとする動きもあります。社会のグローバル化、学校の特性などを考えると、今後もコロナの影響がしばらく続くことを想定する必要があります。コロナの存在を前提にした学校の新たな日常を作らなければなりません。

この休業期間を使って、まずは緊急に今ある法制、組織（学校保健委員会、衛生委員会等）の活用・周知で、子どもと教職員の安全と生活を守る行動をすることを求めます。

学校の中でも不安や知りたいこと、対策で考えられることをより具体的に話し合う時間を確保する必要があります。なぜ対策しなければならないのかを全教職員がきちんと理解して、どうしなければならないか議論した上で、どう新たな日常を続けるのか、合意を作っていかなければなりません。

福島における原発事故対応の教訓は、見えないものに対する危機意識が分断を生むことでした。事故前の日常を続けたい人と危機意識から日常を停止してしまう人。デマ、恐れによる偏見と差別。「放射能よりも差別が怖かった」という生徒の声もあります。新型コロナウイルスによる分断を避けるためには、正しい情報を共有すること、一定の医療知識、流行状況などの把握による感染予防のための措置をとることと、デマへの対応や対策・差別の予防のための指導をすることではないでしょうか。

卒業式時間の短縮をめぐる県教委と各校の連絡・意思決定のごたごたは、県教委も学校内管理職も自律的な判断ができなかったことによるものです。県教委と学校の適切な役割分担（大きな方針判断と、具体化する判断）が必要です。県教委の役割は職場の自律的な判断、校内で教職員ができることをやっという検討とその結論を支援することと考えます。

下記要求の中には、今までのやり取りの中で一部実現しているものも含まれていますが、混乱から周知されていないケースもあると聞いています。

対策は緊急を要します。新たに必要なこと、経費などについては、県教委が主体的に国に要請することを期待します。

以下、要求します。

1 一律休業に関わって

- (1) 休校措置によって失った授業時間については、無理な時数補充を押し付けないこと。
一方で、未学習となった部分に対する対応方針について、発達段階及び児童・生徒への負担をふまえて明確に示すこと。
- (2) 教職員が養育する幼児・児童・生徒が通う保育園・学校などが休業となった場合の教職員の家族環境に応じた勤務の扱いについて
 - ① 事後であっても、特別休暇の策定など安心して養育できる体制を整え周知すること。
 - ② 今の制度で取得可能な休暇について職員に周知すること。
 - ③ 当該職員に対しては、個別の事情に応じ特別休暇などを取得しやすくするよう、業務の分担について管理職に配慮させること。
- (3) 臨時休業であっても時間講師などの日額制臨時教職員の賃金に不利益が生じないように取り扱うこと。その旨を早急に該当者に周知すること。
- (4) 一律休業に伴って生じている保護者の勤務困難等に対し、政府の一律休業「通知」にかかわらず、学校が柔軟な対応ができるようにすること。

2 一律休業明けの学校運営などについて

- (1) 一律休業明け以降のコロナ対策をふまえた学校運営(登校日の設定、児童・生徒の登校・活動のさせ方、学校行事・部活動の取扱い等)及び児童・生徒・教職員とその家族のコロナリ患者発生の場合の対応(出席停止・復帰のマニュアル、閉鎖・休業の判断等)のガイドラインを策定すること。当面、早急に春季休業中から4月前半について策定し示すこと。
- (2) 児童・生徒や教職員の安全を保障するため、
 - ① 最新の医学的・疫学的知見に基づいた感染予防、感染拡大防止の対策マニュアルや児童・生徒・教職員の校内外での行動マニュアルについて策定し示すこと。
 - ② 今後の対応について職員の理解及び合意のもとに行うことができるように、学校保健委員会や労働安全衛生委員会、職員協議会などの既存の組織や機関を活用することを促すこと。
 - ③ 各校で話し合うためのたたき台をつくるため、県教委担当部署内の会議はもちろん、労働組合代表を含めた総括労働安全衛生委員会を開催すること。
 - ④ 最新の知見を県教委のHP等で教職員保護者等に周知すること。
 - ⑤ 児童・生徒・教職員の発熱などの体調の変化について、学校で検査しやすい体制を構築すること。
 - ⑥ 感染拡大防止のためのマスク・消毒薬などを県として十分な量を確保し、学校に配分すること。
- (3) 児童・生徒に自身の安全を確保する教育、デマなどに惑わされず、り患者等への差別を防ぐ教育を行えるよう学校を支援すること。
- (4) 幼児保育・学童保育施設他、教育関係の団体におけるコロナ対策に費用を含めた具体的な支援を行うこと。また、国などに必要な支援を要求すること。
- (5) 一律休業期間中あるいはそれ以後でも、学校の判断でクラスや学年で多数の児童・生徒が重ならないような方法を講じた上で登校させて、今後の学校の方針について指導できるような機会をつくれるようにすること。